

## 【 麻 酔 】

### 106 麻酔時等のデクスメドミジン塩酸塩の算定について

《令和6年3月29日》

#### ○ 取扱い

次の麻酔時等のデクスメドミジン塩酸塩（プレセデックス静注液）の算定は、原則として認められる。

- (1) L002 硬膜外麻酔
- (2) L004 脊椎麻酔
- (3) L005 上・下肢伝達麻酔
- (4) 局所麻酔
- (5) DPCレセプトにおける局所麻酔下の非挿管での手術時の鎮静目的での投与

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

デクスメドミジン塩酸塩（プレセデックス静注液）は、効能・効果に「集中治療における人工呼吸中及び離脱後の鎮静」及び「成人の局所麻酔下における非挿管での手術及び処置時の鎮静」と示されている。

また、「成人の局所麻酔下における非挿管での手術及び処置時の鎮静」については、重要な基本的注意に「硬膜外・脊髄くも膜下麻酔時には、輸液の投与等により、循環動態の変動が安定した後に本剤の投与を開始する等、併用に注意すること」と示されており、成人における国内第Ⅲ相試験で「局所浸潤・伝達麻酔等の局所麻酔下」と「硬膜外・脊髄くも膜下麻酔下」で、「治験薬投与中にプロポフォールの追加投与を必要としなかった症例の割合」は、「プラセボ群に対し、初期負荷  $3 \mu\text{g}/\text{kg}/\text{時群}$  及び  $6 \mu\text{g}/\text{kg}/\text{時群}$  で有意に高かった」と示されている。

このため、上記麻酔時等におけるデクスメドミジン塩酸塩（プレセデックス静注液）の算定は、原則として認められると判断した。